

現行基準の見直し：【論点2】金融商品の測定
- 【論点2-2】公正価値オプション -

【論点C】論点Aの償却原価の要件に該当する場合でも、公正価値で評価し、評価差額を純損益とする選択肢を設けることでよいか。

論点整理の概要とコメントの要約

1. 論点整理では、国際的な会計基準で、一定の金融商品に対して認められている公正価値オプションに関して、その肯定的な見解や否定的な見解を示しつつ、このような選択の必要性について検討を行っている。
2. その中で、公正価値オプションを導入するIASBの公開草案に対する当委員会のコメントでは、その考えに否定的であったが、IASB及びFASBの測定区分の見直しの動向を見極めつつ今後、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる、としていた。
3. 論点整理に対して以下のようなコメントを受け取った。

【論点2-2】公正価値オプション

質問(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

- 公正価値オプションは、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の1つであり、また、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義も認められることから、その導入について検討を行うべき。
- ヘッジ会計と合わせて検討すべき。
- 一定の効果は期待できるものの、恣意的に利用される懸念があることから、IFRSのアドプションへの動きも踏まえ、現時点では導入すべきではない。仮に導入する場合であっても、恣意的な利用を排除すべき。

IFRS第9号の取扱い及び検討の経緯

4. 公正価値オプションは、測定属性のミスマッチを解消し、金融商品の会計の適用を簡素化する目的で、現行のIAS第39号の2003年改訂時に導入された。
5. IFRS第9号では、【論点A】に掲げられる償却原価の要件に該当する場合でも公正価値で評価し、評価差額を純損益とする選択肢が設けられており（いわゆる公正価値オ

プション）当初認識時に指定しその後の取消は認められないこととされている。その要件を、このような指定を行わなければ資産若しくは負債の測定、又は資産若しくは負債に関する純損益の認識を異なる基準で行うことによって生じるであろう測定又は認識に関する不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）が、その指定を行うことによって取り除かれる又は大幅に削減されるとしている。

6. IAS 第 39 号では、これ以外に、2つの要件（(a)公正価値で業績が評価、管理されている、(b)デリバティブが組み込まれている場合）に該当する場合に金融資産全体に公正価値オプションを適用することが可能だが、IFRS 第 9 号の測定区分ではこれらの要件は不要となったため、廃止されている。IASB では、IFRS 第 9 号改訂時にこのような要件の改訂について検討は行ったが、公正価値オプションの要否についての根本的な検討は行っていない。

今後の方向性

7. IASB が、平成 14 年（2002 年）の IASB 公開草案「IAS 第 32 号及び IAS 第 39 号の修正」で公正価値オプションの導入を提案した際に、当委員会の国際対応専門委員会にてとりまとめたコメントでは、公正価値オプションの考えに否定的であった。その理由として実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性があり、保有目的に基づいて測定方法を使い分けるとする IAS 第 39 号の基本的な考え方と整合しないことを挙げている。一方で、その後導入された要件（会計上のミスマッチの解消、公正価値に基づく業績の評価、管理、デリバティブが組み込まれている場合。5 項及び 6 項参照。）については、公正価値オプションの範囲を狭めるものであり、当該提案が行われた平成 16 年（2004 年）の IAS 第 39 号改訂公開草案「公正価値オプション」に対する当委員会からのコメントで、その提案に理解を示していた。
8. このような公正価値オプションに関しては、論点整理において掲げるものも含め、以下のような肯定的な見解、否定的な見解が考えられる。

肯定的見解	否定的見解
<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションは、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義がある。 ヘッジ会計の複雑な要件を適用することなく会計上のミスマッチの解消を図ることができる。 信頼性のある公正価値が金融商品に 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の投資は、投資家への情報提供の観点から投資の性質に最も適合する区分に含めるべきである。公正価値オプションは、こうした区分と関係なく行われることにより、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性がある。 本来、測定区分やヘッジ会計の見直し

<p>とって適切な測定値であり、公正価値で測定される金融商品を拡大する観点から望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションは、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の1つであり、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から導入すべきである。 	<p>により対応すべき可能性のある会計上のミスマッチの問題を、公正価値測定の実施方法を設けることで対応しようとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産、負債で抱えるリスクは必ずしも同じものでないため、会計上のミスマッチと言えない部分も含めて公正価値評価される。
---	--

- 公正価値オプションは、上記の否定的見解や論点整理のコメントと同様に、採用される測定区分モデルと異なる測定が恣意的に選択される懸念があると考えられる。一方で、同様の趣旨に基づくヘッジ会計もオプションであり、また、現行の公正価値オプションは、恣意性を排除するため、会計上のミスマッチの適格要件、当初認識時の指定と事後の取消禁止など、その自由度を制限する取扱いが設けられている。
- 今後、ヘッジ会計の議論の中で、公正価値オプションの要件が再検討されることとされているが、公正価値オプション自体がなくなることはIASBから表明されていない。公正価値オプションは公正価値ヘッジと共通の考え方に基づいて開発されたものであり、公正価値ヘッジの簡易版として利用されることも多いが、両者は適用範囲や適用要件に違いがあり、今後、両者が併存する状況も考えられる。
- 肯定的見解に含まれる利点や否定的見解に含まれる欠点、欠点を是正するための対応等を総合的に勘案すると、この点に関するコンバージェンスを否定する程のものではないとも考えられることから、検討状況の整理においては、IFRS第9号と同様に、会計上のミスマッチの解消又は大幅な削減を要件として、この選択を認めることを出発点としつつ、ヘッジ会計の議論等の国際的な動向も視野に入れながら、引き続き検討することが考えられるかどうか。

（ディスカッション・ポイント）

- 公正価値オプションを認めることを出発点とすることでよいか。

（4月19日専門委員会での議論）

- 公正価値オプションについては初日の損益の会計処理のインパクトがあり得るので、その点を議論に加えて欲しい。
- ヘッジ会計の議論が見えない中で会計上のミスマッチの解消だけを要件とすることを出発点とするのか、それとも、そうした要件を見直すべきかについて議論すべきである。
- これまでにはない会計処理であり、個別財務諸表まで適用範囲に含めるべきかの議論も検討状況の整理に加えていくべきである。

Appendix 論点整理に対するコメントの概要

論点の項目	コメントの概要
[論点 2-2] 公正価値オプション	
質問(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。	
1) 導入を検討すべき	<p>公正価値オプションは、投資の性質に応じて評価方法を定めるという原則に対する例外を設けることになるものではあるが、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の1つであり、また、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義も認められることから、その導入について検討を行うことが適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ただし、負債について、自己のクレジット・リスクを時価で管理している状況や、時価で決済可能な状況は限定されると考えられることから、対象範囲については、慎重に検討すべきと考えます。負債の公正価値評価に自己の信用リスクを反映させるべきか否かについては国際的動向を参考に慎重な議論が行われることが望ましい。 ➤ 公正価値オプションについては、将来的に導入が見込まれる保険会計基準が未確定な中、保険負債とのマッチングの観点から利用すべきこととなる可能性が排除できない。 ➤ 公正価値オプションを指定する範囲や対象について、柔軟な運営が可能となる枠組みを検討することも重要であると考えます（例えば、CDS と貸出金との会計処理のミスマッチを解消するための利用、CDS による信用リスクのヘッジのヘッジ対象（貸出金）の公正価値評価方法の扱い等）。 ➤ その前提として、159 項の IASB 提案にもあるように、「ヘッジ対象の公正価値変動の内、ヘッジ手段でヘッジしようとした公正価値変動だけを認識すること」（特定のリスクに対する部分適用、公正価値変動の要素のヘッジ）を認める規定を置く事が必須である。 ➤ 公正価値オプションが公正価値ヘッジの代替として用いられるケースを仮定する場合において、公正価値ヘッジの会計処理における国際的な会計基準と我が国の会計基準との相違も考慮した上で検討を行うべきである。 ➤ 公正価値オプションの適用が、ヘッジ会計適用の回避として濫用されることのないよう、公正価値オプションにより会計上のミスマッチがどのように削減され、その有効性が維持されているのかについての運用上の指針については検討することが望まれる。 <p>公正価値オプションを導入することは、作成者の実務的な負担を軽減させるとともに、投資家に対しても有用な情報を提供できると考えられるので、その適用が任意であるならば、その導入に賛成である。ただし、議論の中で、任意適用を認</p>

審議事項（３） - ２

	<p>めると、財務諸表の比較可能性について支障をきたすことになるのではないかとの意見が出された。</p> <p>公正価値オプションが日本基準に導入されない場合、日本企業が不利益を蒙る可能性もあることから、差異を解消する方向で検討を進めるべきとの意見がある。一方で、公正価値オプションの導入により、財務諸表の比較可能性及び企業間比較可能性が低下するとの意見もあり、引き続き慎重な議論が必要である。</p>
2) ヘッジ会計と合わせて検討すべき	<p>公正価値オプションについては、ヘッジ会計の在り方とともに議論すべきである（〔論点3-2〕〔論点3-4〕へのコメント参照）。</p> <p>損益のミスマッチを解消する手段として、公正価値オプションは便利であるが、その一方で適用方法を間違えると、欧米の一部金融機関のように、経営危機に伴う自社の信用スプレッドの拡大を負債の評価益として計上してしまうなど、利害関係者に深刻な誤解を与えることになる。したがって、公正価値オプションについてはヘッジ会計とセットで論じることが望ましく、できれば適用要件はヘッジ会計と平仄を合わせるべきである。</p> <p>公正価値オプションが公正価値ヘッジの代替として用いられるケースを仮定する場合において、公正価値ヘッジの会計処理における国際的な会計基準と我が国の会計基準との相違も考慮した上で検討を行うべきである。</p>
3) 検討は不要	<p>公正価値オプションの導入は、会計上のミスマッチを解消する効果やヘッジ会計の簡素化が期待できるものの、実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性がある等恣意的に利用される懸念があることから、IFRS のアドプションへの動きも踏まえ、現時点では導入すべきではないと考える。仮に導入する場合であっても、恣意的な利用を排除すべく会計上の条件の整備を進める必要がある。</p> <p>現状、我が国においては公正価値オプションが無くともヘッジ会計が実効的に機能しており、ヘッジ会計の代替手段としての公正価値オプション導入の必要性があるとは考えていない。ただし、例えばヘッジ会計の代替手段として、仮に公正価値オプション導入を検討する場合は、適用に際し恣意性が排除されるよう、運用についての的確なルールを示すことが不可欠であると考えます。</p>
4) 経過措置等	<p>存否含め議論の方向性を見守りたい。負債の時価評価については日本において最も馴染まない議論であるため、導入に当たっては一定の経過措置やガイドラインをお願いしたい。</p>